

商店リフォーム支援事業補助金チェックリスト

□にチェックを入れてください。

対象物件

- 市内で営業していること
- 以前に「商店リフォーム支援事業補助金」または「空き店舗対策支援事業補助金」を活用していない。
- 日本標準産業分類に基づき、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業のいずれかの業種である。
- 下記に該当しない
 - ×店舗面積が1,000㎡以上であること
 - ×店舗内のテナントであること
 - ×風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗であること
 - ×市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店
- 店舗併用住宅の場合、対象経費は店舗部分の工事に限る。
- リフォーム工事費の総額が20万円以上である。
(備品の購入は対象となりません。)
- 施工及び販売業者は市内の業者である。
(見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。またリフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者(法人の場合は代表者)が同一の場合は、不可。)
- 申請時の見積書に記載のある工事が対象となる。
(工事箇所や単価に変更のある場合、交付決定前に相談してください。交付決定後の変更は認められません。)
- 補助金決定通知の日以降の工事で令和7年1月31日までに完了する。

対象者

- 市税を滞納していない。
(世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)
- 太田市に住民登録がある者
(法人の場合は代表者、外国人は日本国内で就労が認められる残留資格を有すること)
- リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるもの
(3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり)

申請に必要な書類等

- 補助金等交付申請書【指定書式】**
- 店舗の位置図（店舗の位置がわかるもの）
- 店舗所有者の同意書の写し及び賃貸借契約書の写し（賃借の場合）
- 補助金の交付を受けようとする者の履歴書（申請者の役職や経歴等）
- 住民票写し（コピー可）
（申請者の住所がわかるもの、本籍及び世帯主との続柄の記載は必要ありません）
- 工事前の施工箇所の写真
（カラーのみ可、A4用紙に貼付又はA4用紙に印刷したのもでも可）
- 工事明細のわかる見積書（宛先と申請者名が一致するようにしてください）
- 太田市税等完納照合票【指定書式】（世帯員全員に滞納がないことを確認します）収納課（本庁舎2階）にて照合してください。（法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員）
- 前年営業していることがわかる書類（確定申告書の写しなど）
- 誓約書【指定書式】**
- 店舗営業にあたって必要となる免許、資格、許可証等の写し
- 商店リフォーム支援事業補助金チェックリスト【指定書式】**

※業者発行書類（見積書等）には業者の印が必要となります。

※【指定書式】の書類に関しましては、HP からダウンロード又は産業政策課窓口にて配布しています